

「支援分科会」の設置について

平成 2 1 年 5 月

拉致問題対策本部事務局

1. 趣旨

- 平成 14 年 10 月に拉致被害者 5 人が帰国したことに伴い、「日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議」の「拉致問題専門幹事会」において、「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」を決定（同年 11 月）するとともに、給付金の支給や年金など従来の法律で対応できない支援に関しては、議員立法で「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定された（同年 12 月）。

それらに基づき帰国被害者等の自立促進と生活基盤再建等に資するため、国及び地方公共団体が連携して必要な施策を講じている。

- 平成 14 年 10 月に帰国した拉致被害者 5 人が平成 17 年 3 月に永住の意思決定をなされてから 4 年以上が経過したことを踏まえ、これまでの支援策の実施状況を点検・評価するとともに、今後の支援策の在り方について検討するため、拉致問題対策本部・関係省庁対策会議の下に「支援分科会」を設置することとする。

2. 構成メンバー等

- 構成メンバーは、別添のとおりとする。
- 「支援分科会」では、概ね以下のスケジュールで検討することとし、その検討結果を関係省庁対策会議に報告することとする。分科会からの報告を受けて、同対策会議において、総合的支援策のフォローアップを行う。

（スケジュール）

5 月下旬	関係省庁対策会議	支援分科会の設置
5 月下旬 ～ 8 月上旬 (目途)	支援分科会	従来の支援策の実施状況の点検・評価及び今後の支援策の在り方の検討 ※帰国被害者等の意見・要望、関係地方自治体の意見を踏まえる必要
	関係省庁対策会議	支援分科会の検討結果の報告 総合的支援策のフォローアップ